○経済産業省告示第四十二号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第三条第一項の規定に基づき、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三条第一項及び同法附則第六条で読み替えて適用される同法第四条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項の調達価格等並びに調達価格及び調達期間の例に準じて経済産業大臣が定める価格及び期間を定める件（平成二十四年経済産業省告示第百三十九号）の一部を次のように改正したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年三月三十一日

経済産業大臣　宮沢　洋一

第三項中「（太陽電池の製造の事業を行う者が当該変更前の種類の太陽電池の製造の事業を行わなくなったことに伴う場合を除く。）」を削り、「変換効率の引き下げる変更」の下に「（太陽電池の製造の事業を行う者が当該変更前の種類の太陽電池の製造の事業を行わなくなったことに伴う場合を除く。）」を加え、「施行規則第二条第一号又は第二号」を「施行規則第二条第一号若しくは第二号」に改め、本則に次の三項を加える。

4　平成二十七年四月一日から平成二十七年六月三十日までの間において、施行規則第二条第一号から第三号までに掲げる再生可能エネルギー発電設備に係る法第三条第二項に規定する特定供給者（以下「特定供給者」という。）による当該電気事業者との法第五条第一項の接続に係る契約の締結の日（当該接続に係る契約の申込みの内容を記載した書面が当該電気事業者により平成二十七年三月三十一日までに受領されている場合を除く。次項において同じ。）又は法第六条第四項に規定する経済産業大臣の変更の認定（当該再生可能エネルギー発電設備に係る調達期間の起算日前の変更（施行規則第十条第一項第二号に掲げる変更（施行規則第二条第三号に掲げる設備について、太陽電池の、製造の事業を行う者若しくは種類の変更又は変換効率を引き下げる変更（太陽電池の製造の事業を行う者が当該変更前の種類の太陽電池の製造の事業を行わなくなったことに伴う場合を除く。）に限る。）又は施行規則第十条第一項第三号に掲げる変更（出力を減少させる変更であって当該減少が十キロワット未満若しくは当該認定発電設備の出力の二十パーセント未満である場合、施行規則第二条第一号若しくは第二号に掲げる設備についてその出力の変更後も引き続きその出力が十キロワット以上となるものでない場合又は当該電気事業者による接続の検討の結果出力を変更しなければならない場合を除く。）に限る。）又は当該起算日以後の変更（施行規則第十条第一項第三号に掲げる変更（平成二十七年三月三十一日までに当該変更の認定を申請した場合、施行規則第二条第一号若しくは第二号に掲げる設備についてその出力の増加後も引き続きその出力が十キロワット以上となるものでない場合又は出力を減少させる変更である場合を除く。）に限る。）に係る認定をいう。次項において同じ。）の日のうちいずれか遅い日が属する場合における当該再生可能エネルギー発電設備に係る調達価格等は、前三項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる再生可能エネルギー発電設備の区分等に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

| | 再生可能エネルギー発電設備の区分等 | 調達価格 | 調達期間 |
|---|---|---|---|
| 一 | 太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。） | 三十三円 | 十年間 |
| 二 | 太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット未満のもの（当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所に電気を供給する自家発電設備等とともに設置され、当該自家発電設備等により供給される電気が電気事業者に対する再生可能エネルギー電気の供給量に影響を与えているものに限る。） | 二十七円 | 十年間 |
| 三 | 太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上のもの | 二十九円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額 | 二十年間 |

備考

一　中欄に掲げる調達価格は、一キロワット時当たりの価格とし、第一号及び第二号の中欄に掲げる調達価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を含むものとする。

二　下欄に掲げる調達期間は、特定契約に基づき認定発電設備が最初に再生可能エネルギー電気の供給を開始した日を起算日とする。

三　自家発電設備等については、リレー装置が設置されている等自家発電設備等から発電又は放電された電気が配電線に逆流しない措置が講じられているものに限る。

四　施行規則第八条第一項第六号に規定する複数太陽光発電設備設置事業を営む者が認定を受けた場合については、当該者が用いる認定発電設備は第三号の上欄に掲げる設備とみなす。

五　複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。

六　施行規則第六条第一項第三号チに規定する出力の抑制を行うために必要な機器の設置等の措置を講ずる場合は、第一号及び第二号の中欄に掲げる調達価格に二円を加えた額とする。

5　平成二十七年七月一日から平成二十八年三月三十一日までの間において、施行規則第二条第一号から第三号までに掲げる再生可能エネルギー発電設備に係る特定供給者による当該電気事業者との法第五条第一項の接続に係る契約の締結の日（当該特定供給者の責に帰すべき事由によらず、当該接続に係る契約の申込みの内容を記載した書面の当該電気事業者による受領の日の翌日から起算して二百七十日を経過した日までに当該契約の締結に至らない場合にあっては、当該経過した日）又は法第六条第四項に規定する経済産業大臣の変更の認定の日のうちいずれか遅い日が属する場合における当該再生可能エネルギー発電設備に係る調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる再生可能エネルギー発電設備の区分等に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

| | 再生可能エネルギー発電設備の区分等 | 調達価格 | 調達期間 |
|---|---|---|---|
| 一 | 太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。） | 三十三円 | 十年間 |
| 二 | 太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット未満のもの（当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所に電気を供給する自家発電設備等とともに設置され、当該自家発電設備等により供給される電気が電気事業者に対する再生可能エネルギー電気の供給量に影響を与えているものに限る。） | 二十七円 | 十年間 |
| 三 | 太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上のもの | 二十七円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額 | 二十年間 |